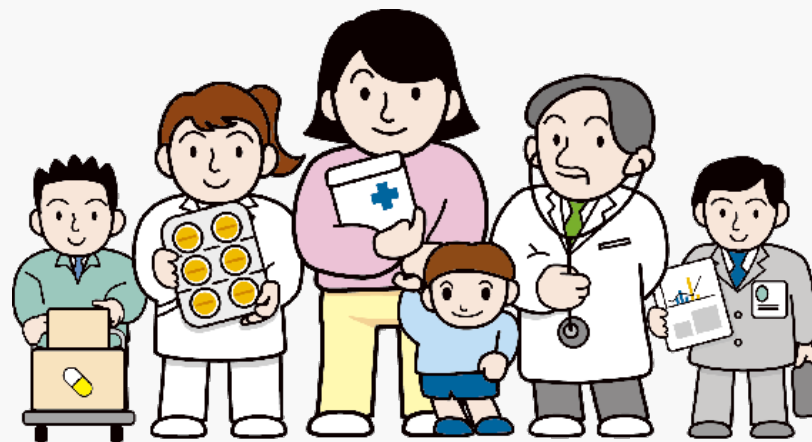


# 日医工MPS行政情報シリーズ

[http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps\\_m.html](http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html)

## 「平成22年度指定市町村」 —厚生労働省報道発表資料より—

資料作成：日医工株式会社 MPSチーム 飯田裕美  
(監修：医業経営コンサルタント登録番号第4217 菊地祐男)



資料No.220203-120-3



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

# 厚生労働省報道発表資料（平成22年1月29日）

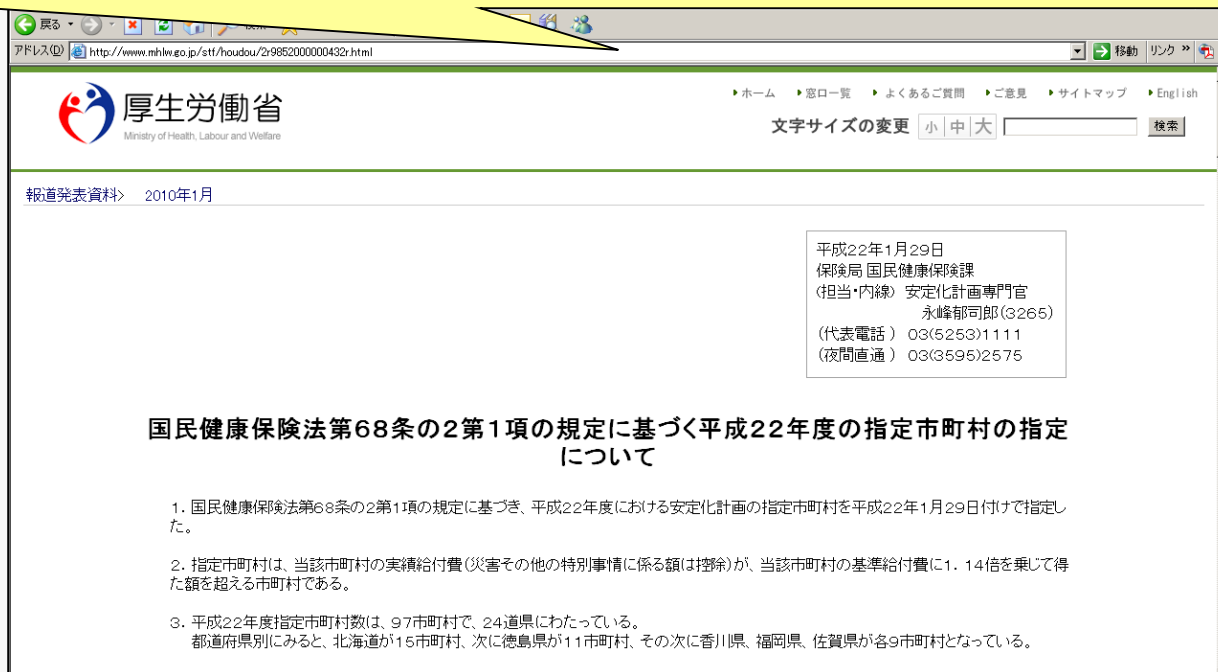
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000432r.html

## 国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づく平成22年度の指定市町村の指定について

1. 国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づき、平成22年度における安定化計画の指定市町村を平成22年1月29日付けで指定した。

（中略）

5. 指定市町村は、指定後、厚生労働大臣の定める安定化計画の作成指針（昭和63年7月22日厚生省告示第216合「安定化計画の作成指針を定める件」）従い、3月末までに国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画（安定化計画）を定め、この計画に沿った医療給付費等の適正化その他運営の安定化のための措置を講ずることとなる。



# 平成22年度指定市町村（97市町村）

北海道 (15)	小樽市、芦別市、赤平市、三笠市、伊達市、北斗市、余市町、由仁町、南富良野町、小平町、猿払村、利尻町、洞爺湖町、白老町、陸別町
秋田(1)	井川町
福島(2)	広野町、大熊町
群馬(1)	神流町
新潟(1)	阿賀町
富山(2)	魚津市、朝日町
石川(1)	宝達志水町
山梨(1)	身延町
三重(1)	紀北町
兵庫(1)	赤穂市
鳥取(2)	境港市、日吉津村
島根(2)	浜田市、津和野町
広島(7)	呉市、竹原市、尾道市、三次市、坂町、江田島市、安芸太田町

山口(2)	美祢市、平生町
徳島(11)	小松島市、石井町、神山町、板野町、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町、美波町
香川(9)	丸亀市、坂出市、観音寺市、三木町、直島町、東かがわ市、まんのう町、小豆島町、綾川町
愛媛(2)	四国中央市、上島町
高知(2)	室戸市、芸西村
福岡(9)	北九州市、大牟田市、直方市、柳川市、筑後市、豊前市、大木町、星野村、みやこ町
佐賀(9)	佐賀市、鳥栖市、多久市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、小城市、大町町、嬉野市
熊本(2)	荒尾市、南関町
大分(5)	大分市、臼杵市、津久見市、備後高田市、宇佐市
宮崎(1)	日之影町
鹿児島 (8)	薩摩川内市、枕崎市、いちき串木野市、指宿市、南さつま市、垂水市、日置市、さつま町

# 厚労省国民健康保険課長通知

平成21年2月2日  
MPS作成資料

保国発0120001号  
平成21年1月20日

平成21年1月20日付け

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険

国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

- ①「ジェネリック医薬品希望カード」の配布等について
- ②後発医薬品（ジェネリック）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について
- ③都道府県の支援について

特に②の「後発医薬品（ジェネリック）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について」は、09年度から「先発品と後発品の自己負担の差額通知サービス」として、全国の市町村国保の努力義務とし、医療費が全国平均を大幅に上回る「指定市町村」については、半ば強制的に差額通知を行わせる内容となっている。

# 厚労省国民健康保険課 事務連絡

平成21年5月12日

MPS作成資料

事務連絡  
平成21年3月18日

平成21年3月18日付け

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康

平成21年度の指定・準指定市町村の安定化計画作成に当た  
たつての後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進策

平成21年度の指定・準指定市町村の安定化計画作成に当たつての後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進策

- ①ジェネリック医薬品希望カードの配布等について
- ②後発医薬品（ジェネリック）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について
- ③都道府県の助言・指導等について

1月20日の国保課長通知では、「指定市町村」(24県109市町村)に対し、改善策の実施を半ば強制的に義務付けているが、3月18日の事務連絡では、「準指定市町村」(25県161市町村)に対してもジェネリック使用促進のための改善策実施を指示している。指定市町村と準指定市町村を合わせた270の市町村(全国約1800に対して15%)の国保が、差額通知などを実施することになる。

平成21年2月2日  
MPS作成資料

## 「指定市町村」

### 指定市町村とは...

医療給付費が著しく高く、安定化計画策定の対象となる市町村のこと  
毎年1月末に決まり、3月末までに医療費を抑制するための安定化計画の作成が求められる。

#### <決め方>

前々年度の実績給付費に指定年度の制度改正などを加味して決めた地域差指数が**1.14**を超える市町村が指定対象となる。

平成21年2月2日  
MPS作成資料

# 安定化計画とは

## 内容

- 1) 高医療費の内容分析
- 2) 安定化計画の目標設定
- 3) 医療費適正化等国民健康保険事業の安定化のための具体的な措置
- 4) 安定化計画の実施体制の整備

国民健康保険課長通知(平成21年1月20日)  
の記載事項

### 2 安定化計画における規定について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2に基づく指定市町村においては、特に1（2）の促進策に努めることとし、同条に基づく安定化計画において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に係るその具体的取組についての計画を明記することとする。

なお、安定化計画の作成指針（平成20年2月27日厚生労働省告示第34号）においても、安定化措置の内容として「後発医薬品の使用促進」を加える改正を行う予定であるので申し添える。